

助成金事業における経費の取り扱いについて

科 目	助成対象となるもの
① 諸 謝 金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講演講師、活動に関わる指導者に対する謝金 ・ 上限は1日1万円とします
	助成対象外・その他
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成事業を実施する団体スタッフへの謝金は「⑨協力謝金」になります ・ 実績が高く著名な講師が事業に必要であり、謝金が上限額を上回る場合、講師選定理由書（様式5）を提出して下さい。講師選定理由書をもって、その金額に対する助成金額を事務局が判断します
② 旅費交通費	助成対象となるもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講師、または指導者の移動および宿泊にかかる費用 ・ 国内の公共交通機関の実費となります（グリーン料金、割増航空賃、国内旅行傷害保険料等については助成対象外） ・ 自家用車使用時のガソリン代（1kmあたり20円）、有料道路利用料、駐車料金代
	助成対象外・その他
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外渡航に関わる費用はすべて助成対象外になります ・ 旅費交通費に関わる領収書がなく、内訳が不明になる場合は、別紙内訳書等を添付してください ・ タクシーの利用については、公共交通機関が利用できない場所及び時間帯等で利用する場合のみ対象とします
③ 消耗品費・ コロナ対策費	助成対象となるもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成対象事業で使用する紙、プリンターインク、材料費、衛生用品等、物品の性質上使用するに従い消費され、その性質が長期使用に適さないものとし、単価1万円(税込)を上限とします ・ 国や各自治体、および滝野自然学園の感染防止ガイドラインに従い、新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じるためのアルコールスプレーやウェットティッシュ等も対象とします
	助成対象外・その他
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成対象事業に必要なものならびに団体が経常的に使用するもの（助成対象事業に必要な分のみが対象となります） ・ 事前打ち合わせ時および助成対象事業開催当日のスタッフ等の飲食費用等 ・ 書籍、DVD、CD等
④ 賃 借 料	助成対象となるもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業当日に必要な物品や滝野自然学園の備品や、車両(レンタカー)の賃借料を対象とします ・ 参加者の移動用で使用するバス借用は、助成対象事業実施1日でバス1台につき10万円(税込)を上限とします
	助成対象外・その他
	<ul style="list-style-type: none"> ・ バスの借用やレンタカーの賃借費用について、団体の自己都合によるキャンセル料は助成対象外となります

助成金事業における経費の取り扱いについて

科 目	助成対象となるもの
⑤通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に必要な郵便料、切手代、はがき代の購入費（領収書で証明できるものとします） ・ 事業で必要となる物品移送に関わる経費（配送費用、自家用車使用によるガソリン代、駐車場代等）
	助成対象外・その他
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に関係のないもの（事後のアンケートや記念写真、共催・後援・協力申請、依頼状、礼状等）にかかる送料は助成対象外となります
⑥広告宣伝費	助成対象となるもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・ チラシ、ポスター、パンフレット等の広告物の製作費や印刷費、外注製作費 ・ 新聞折り込み料、広告掲載料、等
	助成対象外・その他
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印刷物には「シンボルマーク」と「公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会 令和4年度こども基金さっぽろスマイルキッズ 助成事業」の両方を明記してください ・ 団体のホームページ掲載に関わる経費（助成対象事業を PR するためだけに作成した WEB 広告作成費用等は対象となります） ・ スタッフ自身が請負う業務に関わる経費 ・ スタッフが所属する団体や、スタッフ個人に依頼する場合
	助成対象となるもの
<ul style="list-style-type: none"> ・ 舞台設営や機材設置及び運営に係る費用、会場警備費、楽器類の調律費、著作権使用料、物品購入に関わる銀行振込手数料など 	
⑦事 務 費	助成対象外・その他
	<ul style="list-style-type: none"> ・ スタッフ自身が請負う業務に関わる経費 ・ スタッフが所属する団体や、スタッフ個人に依頼する場合 ・ スタッフ個人が所有する楽器類などの調律費用
	助成対象となるもの
⑧保 険 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業における参加者および行事にかかる傷害保険料やイベント保険料などで、団体構成員が加入する保険は、対人・対物の損害賠償保険が対象になるものに限ります
	助成対象外・その他
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記以外の保険はすべて対象外になります
⑨協 力 謝 金	助成対象となるもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成対象事業開催当日の団体構成員及びボランティアを含む事業協力者への日当（交通費を含む実費弁償相当費用とします）
	助成対象外・その他
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人につき1日あたり2千円を上限とし、助成総額の50%までとします 	
⑩そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項目になく事業で必要となる経費は、事前審査が必要となりますので、事務局へ相談してください